特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	地方税の滞納管理に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、地方税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してい る。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

適用した理由

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務					
①事務の名称	地方税の滞納管理に関する事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人の情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻					
③システムの名称	滞納管理システム、住登外・宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名	3					
滞納管理情報ファイル、住登外	・宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27、28、29の項 平成26年内閣府・総務省令第7号の第20、21条					
5. 評価実施機関における	担当部署 ED当部署					
①部署	収納課、西吉野支所、大塔支所					
②所属長の役職名	収納課長、西吉野支所長、大塔支所長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・記	T正·利用停止請求					
請求先	五條市(総務部 収納課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	五條市(総務部 収納課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点					
2. 取扱者数	女							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点						
3. 重大事故	3. 重大事故							
	Iに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	保護評価書の	種類				
	項目評価書	1		<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	・機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	いてマイナンバーによる連携等	等を行う際には	報等を直接取得する業務はないが、基幹システムの機能にお は対象者以外の情報を取得することのないよう、住所・氏名・生いるため、リスクへの対策は十分であると考えられる。		

9. 監査										
実施の有無	ŧ	[0]	自己点検	[〕内部監	査	[〕外部	監査	
10. 従業者	省に対する教育・ 啓	発								
従業者に対	する教育・啓発	[十分に行っている]		1) 2)	十分に行	入れて行っ っている っていない		
11. 最も優	先度が高いと考え	えられるさ	対策		Ε]全項目	評価又は	重点項目	目評価を実施	する
最も優先度 る対策	が高いと考えられ	<選択肢 1) E 2) E 3) 本 4) 含 5) 7 6) 性 7) 性 8) \$	を限のない者によって (大) 目的外の入手が行わった。 目的を超えた組付け、 を託先における不正な を託先における不正な 下正な提供ネットワーク・ 青報提供ネットワーク・ 青報提供ネットワーク・ 青電人情報の漏えい (大)	れるリス 事不に を使れる シンス 滅 ・	くクへの対策 必要のなれる 使用される リスクへの いを通じて不 いを通じて不	情報との紐リスクへの対 リスクへの対策 が策(委託や情 的外の入手	付けが行 対策 ^{青報提供ネッ}	トワークシス 、 いるリスクィ	テムを通じた提供な] を除く。)
当該対策は	「十分か【再掲】	[十分である]		1) 2) 3)	十分であ 課題が残	されている	6	
判断	fの根拠	限が付与	テムへのアクセスが「 されないよう適切な れていることから、権	き理を行	うっている。:	また、アクセ	スログが	記録される	ことで不正な	アクセスへの

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	I、3、法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項並びに 地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第16条	事後	内閣府・総務省令の公表により 追記するもので、重要な変更に 該当しない。
平成28年3月1日	I、4、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27、28、29 の項並びに地方税法等	番号法第19条第7号 別表第二の27、28、29 の項 平成26年内閣府・総務省令第7号の第20、21 条	事後	内閣府・総務省令の公表により 追記するもので、重要な変更に 該当しない。
平成28年3月1日	I、5、②所属長	税務課長 坂口 愼一、西吉野支所長 大谷悟、大塔支所長 田中 稔泰	税務課長 坂口 愼一、西吉野支所長 山本 利惠子、大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成28年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	14公全(17)	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅲ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
亚弗20年4月1日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
	計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅵ, リスク対策			事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針の一部変更に伴い、基礎項目評価書の様式が変更されたため。
令和2年4月1日	I,5、②所属長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
A500 F 4 D 4 D	11,2. 取扱有数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I , 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日		62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、	番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに地方税法等	事後	番号法の改正に伴う変更
令和4年4月1日	評価書名	地方税(国保税除く)の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書	地方税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価 書	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	五條市は、地方税(国保税を除く)の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	五條市は、地方税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	特記事項	では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を	地方税の滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	I, 1, ①. 事務の名称	地方税(国保税除く)の滞納管理に関する事務	地方税の滞納管理に関する事務	事後	機構改革に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	1 1 ② 事務の概要	産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人の情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会	たばこ税、国民健康保険税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、	事後	機構改革に伴う変更
令和7年10月21日	I,5、①部署	税務課、西吉野支所、大塔支所	収納課、西吉野支所、大塔支所	事後	機構改革に伴う変更
令和7年10月21日	I,5、②所属長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	収納課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	機構改革に伴う変更
令和7年10月21日	I,7.請求先	五條市(総務部 税務課) 奈艮県五條市岡口1 丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	五條市(総務部 収納課) 奈良県五條市岡口1 丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	事後	機構改革に伴う変更
令和7年10月21日	I,8. 連絡先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1 丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	五條市(総務部 収納課) 奈良県五條市岡口1 丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	事後	機構改革に伴う変更